

- 【日時】 令和6年8月23日（金） 午後2時から4時 【場所】大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）
- 【議事】 （1）ギャンブル等依存症の啓発について ①依存症予防啓発ツールについて ②ギャンブル等依存症簡易介入マニュアルについて
 （2）ギャンブル等依存症支援における連携について
 （3）その他

（1）ギャンブル等依存症の啓発について

* 事務局から、令和5年度に作成した依存症予防啓発ツールとギャンブル等依存症簡易介入マニュアルについて報告。委員より、これらツールの活用について発言いただいた。（発言意見を一部要約）

①依存症予防啓発ツールについて

・ツールを活用して高校で出前講座を実施。事前に学校と打ち合わせをし、どこに重点を置くのか、ワークシートはどれを使うのか等、**学校に合わせてカスタマイズできる**ことがよかった。（精神保健福祉センター）

- ・主に高校生を対象にしているということであるが、**中学校や大学でも使える**のではないか。
- ・ポータルサイトを活用し、他の都道府県とも共有し、この**ツールの活用を広げていく**のではないか。
- ・このツールについて、教職員にどのように周知しているのか。⇒府内の**全高校へ周知**。また、**教職員向け研修（対面＋オンライン）を開催**し、ツールの活用について伝えている。
- ・オンラインギャンブルは日本では犯罪であるということを、**ポスター掲示やQRコードからアクセスできるようにし、より多くの生徒が見聞きできるような啓発**を広げてもらいたい。

②ギャンブル等依存症簡易介入マニュアルについて

- ・所属医療機関や相談機関で活用しているが、**説明もしやすく、使いやすい**。
- ・医療機関向けマニュアルとなっているが、医療機関につながりにくい人について、どのように支援につないでいくのか。⇒今後、**さまざまな相談機関で使えるような形**で改訂等を進めていきたい。
- ・まず**依存症に気づき、困るのは家族**であり、**家族や周囲のサポートが本人の回復にもつながる**。そのため、**家族向けのリーフレット**があるといいのではないか。

（2）ギャンブル等依存症支援における連携について

* 事務局から、連携支援モデル構築事業について令和5年度の取りまとめを報告。その後各委員より、日頃の支援において、連携支援という視点で大切にしている点や具体的な支援内容について発言をいただいた。（発言意見を一部要約）

- ・待ちの姿勢ではなく、自ら出向いていくことを大事にしている。司法書士会の相談員を、**相談機関や医療機関に派遣し、そこで相談できる事業**をすすめている。（司法書士会）
- ・**各地域のOACミニフォーラム**に積極的に参加している。また、**自助グループやオープンスピーカー、合同ミーティング**などに参加するようにしている。（回復施設）
- ・OACミニフォーラムや事例検討会を継続して開催しているが、**参加機関の偏り**がある。子どもにかかわる機関等**新たな参加機関を広げることが必要**。（保健所、精神保健福祉センター）
- ・連携できる機関が遠方であることから、**近隣他府県の自助団体との連携**も模索していくことが必要。（保健所）
- ・自助グループが、**長く取組が継続できるということは大きな力**。（当事者）
- ・個別プログラムの参加者が一堂に集まる場を持ち、**他者の意見を聞いたり、仲間意識を持ってもらえるような取組**をしている。（精神保健福祉センター）
- ・集団プログラムの実施に際して、**関係機関・団体からも来てもらい**、活発なやりとりにつながっている。（精神保健福祉センター）
- ・団体として相談事業を実施しているがマンパワーが足りない。**ギャンブル等依存症にかかる借金相談について専門相談員養成講座を開催**しているが育成に苦慮している。（民間支援団体）
- ・債務整理において、**直接本人と面談をせず、本人の生活状況や家族状況などを正しく聞かずに進めるため、生活の再建に役立っておらず、結果的に支払う金額が増えた状態で相談を受ける**ことがある。本人も二次被害を受けているという認識がない。（民間支援団体）
- ・法律相談には、**家族や病院のケースワーカー、回復施設からつながる**ことが多いが、弁護士としては、本人自身に相談に来てもらえるよう、まずは家族の対応方法などを伝えている。本人がつながれば、**ケースワーカーと連携し**、ケースワーカーには家族への支援をお願いしている。（弁護士会）
- ・債務整理を進める時には、あわせて**本人がギャンブル等を繰り返さないように、治療機関や行政機関と連携**をしていく必要がある。（弁護士会）
- ・法律相談につながり、診断書をもたらしてくるようにと病院を紹介されるケースがある。**依存症の支援につながるきっかけとなるよう、弁護士や司法書士と打ち合わせ**をした上で診断書を出すようにしている。（精神保健福祉士協会）
- ・**他院がギャンブル等依存症の入院や外来を立ち上げる支援**として、当院のギャンブル等依存症のグループミーティングへの見学受け入れを行った。（精神保健福祉士協会）
- ・弁護士から依頼を受け、**医療機関から司法機関に出向き**、依存症について話をする機会があった。（精神保健福祉士協会）
- ・毎月相談会を実施している中、相談の約8割を20歳代から30歳代で占めている。またスマホを持っているだけで24時間365日いつでもどこでもギャンブルができる環境となり、あっという間に依存症になってしまふ。**早急に高校や大学への予防啓発**が必要であり、会員の母校にはたらきかけ、当事者や家族として、**よりリアリティのある予防教育**を行っている。（民間支援団体）
- ・**回復した当事者と家族が連携**しながら継続的にサポートすることで、同じ問題で悩み、困っている当事者や家族に共感しながら解決策も提案することができる。（民間支援団体）